

専決処分報告（調停）

令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件8件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相手方	調 停 の 概 要
1	令和6年11月5日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第107 号未払賃料請求調停 事件	清田区里塚 団地の入居 者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計216,000円を今後分割して令和8年8月末日までに支払う。 (2) 相手方が(1)の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、(1)の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) (2)により市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	令和6年11月5日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第108号未払賃料請求調停事件	清田区美しが丘団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計260,100円を今後分割して令和11年2月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	令和6年11月5日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第109号未払賃料請求調停事件	清田区北野団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃の合計214,800円を今後分割して令和7年7月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	令和6年11月6日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第73号未払賃料請求調停事件	東区北栄団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計436,800円を今後分割して令和8年2月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	令和6年11月14日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第106号未払賃料請求調停事件	白石区本郷団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計408,200円を今後分割して令和11年11月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
6	令和6年12月16日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第92号 未払賃料請求調停事件	東区北栄団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計249,800円を今後分割して令和11年1月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
7	令和6年12月17日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第120号 未払賃料請求調停事件	北区屯田西 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計396,400円を今後分割して令和10年4月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
8	令和6年12月18日 札幌簡易裁判所 令和6年(ユ)第119号 未払賃料請求調停事件	北区グリーン ピア篠路中 央団地の入 居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計346,200円を今後分割して令和8年12月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。